



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第 4 1 号 令和 7 年 1 2 月 2 5 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【条例】

番 号	表 題	担当課名
5 4 ※	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課
5 5 ※	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	同
5 6 ※	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	同
5 7 ※	病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	同
5 8 ※	徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例	教育委員会
5 9 ※	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	同
6 0 ※	徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会
6 1 ※	徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	同

【規則】

番 号	表 題	担当課名
6 9 ※	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	人事課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
1 0 ※	職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程の一部を改正する訓令	人事課

● 【公布された条例等のあらまし】

● 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十四号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の全ての基準給料月額を引き上げることとした。

2 諸手当の改定

- (一) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を四十一万七千六百円に引き上げることとした。
- (二) 初任給調整手当について、獣医師に対する支給月額の限度額を七万円に引き上げるとともに、支給期間の限度を二十年とすることとした。
- (三) 通勤手当について、自動車の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの料金を相当する額として人事委員会規則で定める額を加算することとした。
- (四) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に対し、月額三千円を支給することとした。

(五) 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百七・五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の七十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の六十二・五）とすることとした。

(六) 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百二十六・二五（特定幹部職員にあつては、百分の百六・二五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の七十一・二五（特定幹部職員にあつては、百分の六十一・二五）とすることとした。

(七) 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十七・五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の六十二・五）とすることとした。

(八) 勤勉手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百六・二五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十六・二五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の五十一・二五（特定幹部職員にあつては、百分の六十一・二五）とすることとした。

(九) その他所要の整理を行うこととした。

二 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

外国勤務手当の支給を受ける職員には、在宅勤務等手当を支給しないこととした。

三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとした。

2 期末手当の改定

(一) 十二月期の支給割合を百分の百七十七・五とすることとした。

(二) 六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。

四 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の2の(二)から(四)まで、(六)及び(八)並びに(九)の一部、二並びに三の2の(二)については、令和八年四月一日から施行することとした。

2 一の1及び2の(一)並びに三の1については令和七年四月一日から、一の2の(五)及び(七)並びに三の2の(一)については同年十二月一日から適用することとした。

● 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第十五号）

一 会計年度任用職員に適用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第五十四号）による改正後の給料表については、令和七年四月一日から適用することとした。

二 フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当及びパートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等に係る報酬の支給に関し必要な事項を定めることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和八年四月一日から施行することとした。

● 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十六号）

一 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、企業局長が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に支給することとした。

二 特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を改めることとした。

三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

四 二については、令和七年四月一日から適用することとした。

● 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）

一 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、病院事業管理者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に支給することとした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第五十八号）

一 学校職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 義務教育等教員特別手当について、上限額を引き上げるとともに、校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して支給月額を決定することとした。

三 小学校中学校教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が三級である教育職員の給料月額又は基準給料月額としてこれらの表の額に加算する額について、五年間で段階的に引き上げることとした。

四 小学校中学校教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が四級である教育職員の給料月額又は基準給料月額としてこれらの表の額に加算する額を定めるとともに、五年間で段階的に引き上げることとした。

五 多学年学級担当手当を廃止することとした。

六 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導業務に係る特殊業務手当の額を引き上げることとした。

七 教職調整額について、五年間で段階的に給料月額の百分の十に相当する額に引き上げることとした。

八 指導改善研修被認定者には、教職調整額を支給しないこととした。

九 教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとした。

十 その他所要の整理を行うこととした。

十一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二から八まで、十の一部及び十二については令和八年一月一日から、一の一部及び九については同年四月一日から施行することとした。

十二 八について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**
(条例第五十九号)

一 会計年度任用学校職員に適用される徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第五十八号）による改正後の給料表については、令和七年四月一日から適用することとした。

二 フルタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等手当及びパートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に係る報酬の支給に関し必要な事項を定めることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**
(条例第六十号)

一 警察職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、公布の日（一部については、令和八年四月一日）から施行することとした。

● **徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**
(条例第六十一号)

一 会計年度任用警察職員に適用される徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第六十号）による改正後の給料表については、令和七年四月一日から適用することとした。

二 フルタイム会計年度任用警察職員の在宅勤務等手当及びパートタイム会計年度任用警察職員の在宅勤務等に係る報酬の支給に関し必要な事項を定めることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和八年四月一日から施行することとした。

● **技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第六十九号）**

一 全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の全ての基準給料月額を引き上げることとした。

二 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十四号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項第一号中「四十一万六千六百円」を「四十一万七千六百円」に改める。

第八条第四項中「国家公務員、地方公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第八条の二第三項中「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第十条の二の二第一項中「場合又は」を「場合、」に、「において」を「又は新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴つて住居を移転した場合において」に、「又はその移転した」を「、その移転した公署又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて在勤することとなつた」に、「又は公署の移転」を「、公署の移転又は給料表の適用」に改め、同条第二項中「国家公務員、地方公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第十一条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第十一条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第四条関係）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
	86	266, 200	305, 800	355, 700						
	87	266, 500	306, 100	356, 100						
	88	266, 800	306, 400	356, 500						
	89	267, 100	306, 700	356, 700						
	90	267, 400	307, 000	357, 100						
	91	267, 700	307, 300	357, 500						

	92	268,000	307,600	357,900						
	93	268,300	307,800	358,100						
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二 研究職給料表（第四条関係）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	44	266,700	323,500	390,000	448,700
	45	268,200	323,900	390,700	449,500
	46	269,500	324,400	391,700	450,300
	47	270,700	324,900	392,500	451,200
	48	271,900	325,300	393,200	452,100
	49	273,100	325,700	393,900	452,900
	50	274,200	326,100	394,600	453,700
	51	275,300	326,400	395,200	454,300
	52	276,400	326,900	395,800	455,100
	53	277,400	327,300	396,400	455,500
	54	278,500	327,700	397,100	456,100
	55	279,500	328,100	397,900	456,600
	56	280,500	328,400	398,700	457,100
	57	281,500	328,800	399,300	457,600
	58	282,200	329,100	400,100	
	59	282,700	329,500	400,800	
	60	283,300	329,800	401,500	
	61	283,900	330,200	402,100	
	62	284,500	330,700	402,800	
	63	285,100	331,300	403,400	
	64	285,600	331,800	404,100	
	65	286,200	332,200	404,800	
	66	286,700	332,800	405,400	
	67	287,300	333,300	406,000	
	68	287,800	333,900	406,700	
	69	288,400	334,400	407,400	
	70	289,100	334,900	407,900	
	71	289,700	335,400	408,500	
	72	290,300	336,000	409,100	
	73	290,900	336,500	409,600	
	74	291,500	337,200	410,200	
	75	292,100	337,900	410,800	
	76	292,800	338,600	411,300	
	77	293,400	339,200	411,800	
	78	294,100	339,800	412,300	
	79	294,800	340,500	412,800	
	80	295,300	341,200	413,500	
	81	295,900	341,900	413,900	
	82	296,500	342,600		
	83	297,200	343,200		
	84	297,800	343,800		
	85	298,300	344,300		
	86	298,900	344,800		
	87	299,600	345,200		
	88	300,200	345,600		
	89	300,700	345,900		
	90	301,300	346,400		
	91	302,000	346,700		

	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 230,200	円 273,400	円 299,200	円 343,000	円 403,400

備考 この表は、人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第三 医療職給料表（第四条関係）

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		
	89		303,800	342,000	363,300		

	90		304,000	342,200	363,600				
	91		304,200	342,600	363,800				
	92		304,400	342,900	364,100				
	93		304,800	343,100	364,400				
	94		305,000	343,400	364,800				
	95		305,200	343,700	365,200				
	96		305,500	343,900	365,600				
	97		305,800	344,100	366,100				
	98		306,000	344,400	366,500				
	99		306,200	344,700	366,900				
	100		306,500	344,900	367,300				
	101		306,800	345,100	367,800				
	102		307,000	345,300					
	103		307,200	345,700					
	104		307,500	345,900					
	105		307,800	346,100					
	106			346,400					
	107			346,800					
	108			347,200					
	109			347,400					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400	円 447,600

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師、管理栄養士、栄養士その他の職員で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める業務に従事するものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
	86	295,800	322,600	360,600	379,900		
	87	296,300	323,600	361,400	380,500		
	88	296,800	324,600	362,200	381,000		
	89	297,200	325,500	362,800	381,300		

	90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800			
	91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100			
	92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400			
	93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000			
	94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500			
	95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000			
	96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500			
	97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100			
	98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600			
	99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100			
	100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500			
	101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100			
	102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600			
	103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100			
	104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600			
	105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200			
	106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600			
	107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100			
	108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600			
	109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200			
	110	306, 500	337, 800	372, 400				
	111	306, 700	338, 100	372, 900				
	112	307, 000	338, 400	373, 300				
	113	307, 300	338, 700	373, 700				
	114	307, 500	339, 100	374, 100				
	115	307, 800	339, 400	374, 600				
	116	308, 000	339, 700	375, 100				
	117	308, 300	339, 900	375, 500				
	118	308, 500	340, 200	376, 000				
	119	308, 800	340, 500	376, 500				
	120	309, 100	340, 700	377, 000				
	121	309, 400	340, 900	377, 300				
	122	309, 700	341, 200					
	123	310, 000	341, 500					
	124	310, 300	341, 800					
	125	310, 500	342, 000					
	126	310, 700	342, 300					
	127	311, 000	342, 600					
	128	311, 400	342, 800					
	129	311, 600	343, 000					
	130	311, 900	343, 200					
	131	312, 200	343, 500					
	132	312, 600	343, 700					
	133	312, 800	344, 000					
	134	313, 100	344, 400					
	135	313, 400	344, 800					
	136	313, 700	345, 200					
	137	313, 900	345, 500					

	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600	円 389,000

備考 この表は、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会
が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 特定獣医師職給料表（第四条関係）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	220,800	282,700	330,300	367,000	420,700	471,900	525,300
	2	222,500	284,300	332,100	368,700	422,600	477,200	532,000
	3	224,200	285,800	333,900	370,300	424,500	482,100	537,100
	4	225,800	287,300	335,700	371,900	426,300	486,700	541,300
	5	227,400	288,800	337,500	373,500	428,100	490,700	544,700
	6	228,900	290,000	339,000	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	230,300	291,200	340,400	376,700	431,700	497,000	550,800
	8	231,700	292,400	341,800	378,300	433,500	499,500	553,300
	9	232,800	293,600	343,200	379,800	435,100	501,500	555,300
	10	234,300	295,100	344,600	381,400	436,600		
	11	235,700	296,700	346,100	383,000	438,100		
	12	237,100	298,200	347,600	384,500	439,600		
	13	238,400	299,600	349,100	386,100	441,100		
	14	239,700	301,100	350,600	388,000	442,400		
	15	241,000	302,700	352,100	389,900	443,700		
	16	242,200	304,200	353,500	391,800	444,900		
	17	243,400	305,800	355,000	393,600	446,100		
	18	244,700	307,500	356,500	395,500	447,400		
	19	246,000	309,100	358,000	397,300	448,700		
	20	247,300	310,600	359,500	399,000	449,900		
	21	248,800	312,000	361,000	400,200	451,100		
	22	250,200	313,600	362,600	401,800	451,900		
	23	251,600	315,000	364,100	403,300	452,700		
	24	253,000	316,500	365,700	404,800	453,500		
	25	254,300	318,000	366,900	406,300	454,100		
	26	255,600	319,200	368,300	407,200	454,700		
	27	257,000	320,400	369,800	408,200	455,300		
	28	258,200	321,500	371,300	409,100	455,900		
	29	259,500	322,700	372,700	410,100	456,600		
	30	260,700	323,800	374,200	411,300	457,400		
	31	261,800	324,900	375,700	412,400	457,800		
	32	262,900	326,000	377,200	413,500	458,500		
	33	263,900	326,900	378,600	414,400	459,000		
	34	265,000	328,000	380,000	415,100	459,400		
	35	266,100	329,100	381,300	415,700	459,800		
	36	267,200	330,100	382,700	416,400	460,200		
	37	268,200	331,100	383,700	416,900	460,600		
	38	269,100	332,200	384,800	417,400	460,900		
	39	270,000	333,300	385,700	417,900	461,200		
	40	270,800	334,300	386,700	418,300	461,500		
	41	271,600	335,300	387,300	418,700	461,800		
	42	272,500	336,300	387,600	418,900	462,100		
	43	273,200	337,400	388,000	419,200	462,400		

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	44	274,100	338,500	388,400	419,500	462,700			
	45	274,900	339,500	388,800	419,800	463,000			
	46	275,800	340,400	389,300	420,100				
	47	276,600	341,300	389,900	420,400				
	48	277,300	342,100	390,400	420,700				
	49	278,000	342,700	390,900	420,900				
	50	278,800	343,400	391,500	421,200				
	51	279,600	344,100	392,100	421,400				
	52	280,200	344,700	392,600	421,700				
	53	280,900	345,300	393,000	421,900				
	54	281,700	345,900	393,500	422,200				
	55	282,400	346,500	394,000	422,500				
	56	283,000	347,100	394,600	422,800				
	57	283,700	347,700	395,100	423,000				
	58	284,400	348,200	395,700	423,300				
	59	285,000	348,700	396,000	423,600				
	60	285,700	349,200	396,500	423,800				
	61	286,300	349,600	397,000	424,000				
	62	287,000	349,800	397,400	424,300				
	63	287,700	350,100	397,900	424,600				
	64	288,200	350,600	398,400	424,800				
	65	288,800	350,900	398,900	425,000				
	66	289,400	351,300	399,400					
	67	290,100	351,700	399,800					
	68	290,700	352,100	400,100					
	69	291,300	352,500	400,400					
	70	291,900	353,000	400,700					
	71	292,600	353,500	401,000					
	72	293,200	353,900	401,200					
	73	293,700	354,100	401,400					
	74	294,300	354,500	401,700					
	75	294,900	354,900	402,000					
	76	295,500	355,300	402,200					
	77	296,100	355,600	402,400					
	78	296,600		402,700					
	79	297,100		403,000					
	80	297,700		403,200					
	81	298,200		403,400					
	82	298,800							
	83	299,400							
	84	299,900							
	85	300,300							
	86	300,900							
	87	301,400							
	88	301,900							
	89	302,400							
	90	302,800							
	91	303,100							

	92	303,500						
	93	303,900						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 222,700	円 254,600	円 299,000	円 332,200	円 374,800	円 409,200	円 462,400

備考 この表は、保健所等に勤務する獣医師で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五イの表中「担当課長」を「担当課長」に改め、同表への表中

		「1 センター等の長の補佐の職務		「1 部等の担当課長又はセンタ
		2 総合県民局又はセンター等の課長の職務」	を	2 副課長又は総合県民局若し
一等の長の補佐の職務	に、	「1 センター等の長の職務	を	「1 部等の次長の職務
又はセンター等の課長の職務」	2	困難な業務を行うセンター等の長の補佐の職務」	を	2 部等の課長又はセンター等の長の職務
				に改め
				3 困難な業務を行うセンター等の長の補佐の職務」

る。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改める。

第五条の三第一項中「から十五年以内」を「から二十年以内」に改め、同項第二号中「五万円」を「七万円」に改める。

第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「扶養手当」を付し、同条第一項ただし書中「扶養親族（以下）」を「扶養親族（第三項において）」に改め、「（以下「行九級職員等」という。）」を削り、同条第三項中「扶養親族（以下）」を「扶養親族（次項において）」に改め、「（以下「行八級職員等」という。）」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第二項第二号中「額（）」を「額（第八条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び）」に、「（うち、）」を「（うち、）」に、「職員に」を「職員に限る。」に、「額（）」を「額（自動車等を使用する職員で自動車の駐車のための施設等（人事委員会規則で定めるものに限る。）を併せて利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、その額に五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの料金の相当する額として人事委員会規則で定める額（人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算定した額）を加算した額）」に改める。

第八条の二の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第八条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十一条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十一条の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十一条の六中「から第七条まで」を「、第六条」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号俸	給料月額 円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号俸	給料月額 円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第七条まで」を「第六条まで」に改め、同条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第五条並びに附則第五項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第五条の三第一項第一号及び別表第一から別表第四までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第四条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定は令和七年四月一日から、第一条の規定（給与条例第十一条第二項及び第三項並びに第十一条の四第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第四条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の給与条例又は第四条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例又は第四条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例又は第四条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

5 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第八項中「から第七条まで」を「、第六条」に改める。

(徳島県行政機関設置条例の一部改正)

6 徳島県行政機関設置条例（令和七年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項のうち職員の給与に関する条例別表第五の改正規定中「同表への表中「徳島県職員給与表」を「同表への表中「徳島県職員給与表」に改める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十五号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「通勤手当」を「通勤手当、在宅勤務等手当」に改める。

第八条中「地域手当」を「地域手当、在宅勤務等手当」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等に係る報酬）

第十三条の二 住居その他これに準ずるものとして任命権者が定める場所において、勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）（休暇により勤務しない時間その他任命権者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、任命権者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例により当該在宅勤務等手当の額に相当する額を報酬として支給することができる。

第十五条中「勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に改める。

第二十条第二項中「額を」を「額及び第十三条の二の規定により支給する額を」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和七年改正条例の規定の準用）

8 第三条第一項の規定による給料表については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第五十四号。以下この項及び次項において「令和七年改正条例」という。）附則第二項の規定（令和七年改正条例第一条の規定（給与条例第五条の三第一項第一号及び別表第一から別表第四ま

での改正規定に限る。）による改正後の給与条例（次項において「新給与条例」という。）の規定に係る部分に限る。）を準用する。

9 第三条第一項の規定による新給与条例第四条第一項に規定する給料表を適用する場合には、令和七年改正条例附則第三項の規定（令和七年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与に係る部分に限る。）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第六号及び第八条の改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定並びに第十五条及び第二十條第二項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十六号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第七条の三 住居その他これに準ずるものとして企業局長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他企業局長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、企業局長が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第九条の二第一項中「場合又は」を「場合、」に、「において」を「又は新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴つて住居を移転した場合において」「又はその移転した」を「、その移転した公署又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて在勤することとなつた」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第九条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和七年四月一日から適用する。

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十七号

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十一条の二 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十八号

徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「国家公務員、地方公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第十一条の二第三項中「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める学校職員に限る。）」を削る。

第十四条の三第一項第一号中「五万千六百円」を「五万二千百円」に改める。

第十五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に改める。

第十五条の二の三第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 小学校中学校教育職給料表（第四条関係）

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	

定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	44	280,700	311,700	393,900	413,600
	45	281,600	313,400	395,000	414,800
	46	282,400	315,200	396,300	416,000
	47	283,200	316,900	397,500	417,200
	48	284,000	318,500	398,600	418,400
	49	284,600	320,100	399,500	419,500
	50	285,400	321,800	400,700	420,500
	51	286,100	323,600	401,700	421,800
	52	286,800	325,300	402,800	423,000
	53	287,600	326,600	403,600	424,200
	54	288,400	328,500	404,700	425,300
	55	289,000	330,300	405,700	426,400
	56	289,700	332,000	406,700	427,500
	57	290,400	333,600	407,800	428,500
	58	291,200	335,500	408,800	429,700
	59	292,000	337,200	409,900	430,900
	60	292,600	338,900	411,000	432,100
	61	293,200	340,600	412,000	432,700
	62	293,900	342,300	413,100	433,500
	63	294,600	344,000	414,200	434,200
	64	295,100	345,700	415,200	434,700
	65	295,800	347,400	416,100	435,000
	66	296,500	348,700	417,000	435,300
	67	297,100	350,000	418,000	435,700
	68	297,700	351,300	419,000	436,100
	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
	76	302,700	363,000	424,800	438,600
	77	303,300	364,400	425,400	438,800
	78	303,900	365,900	426,100	439,100
	79	304,500	367,400	426,600	439,400
	80	305,100	368,900	427,200	439,600
	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	
	83	306,700	372,800	428,300	
	84	307,300	374,000	428,500	
	85	307,700	375,200	428,700	
	86	308,100	376,400	429,000	
	87	308,600	377,500	429,300	
	88	309,100	378,600	429,500	
	89	309,500	379,600	429,700	
	90	310,000	380,700	430,000	
	91	310,400	381,800	430,300	

	92	310, 900	382, 900	430, 500	
	93	311, 200	384, 000	430, 700	
	94	311, 700	385, 100	431, 000	
	95	312, 200	386, 100	431, 300	
	96	312, 600	387, 200	431, 500	
	97	312, 900	388, 200	431, 700	
	98	313, 300	389, 200	432, 000	
	99	313, 700	390, 100	432, 300	
	100	314, 100	391, 000	432, 500	
	101	314, 500	391, 800	432, 700	
	102	314, 800	392, 800	433, 000	
	103	315, 100	393, 600	433, 300	
	104	315, 400	394, 500	433, 500	
	105	315, 600	395, 300	433, 700	
	106	315, 900	396, 200		
	107	316, 200	397, 100		
	108	316, 400	398, 000		
	109	316, 600	398, 800		
	110	316, 800	399, 800		
	111	317, 100	400, 700		
	112	317, 400	401, 600		
	113	317, 600	402, 200		
	114	317, 800	403, 100		
	115	318, 000	404, 000		
	116	318, 300	404, 900		
	117	318, 600	405, 700		
	118	318, 800	406, 400		
	119	319, 100	407, 200		
	120	319, 400	408, 000		
	121	319, 600	408, 600		
	122	319, 800	409, 300		
	123	320, 000	410, 000		
	124	320, 300	410, 600		
	125	320, 600	411, 200		
	126		411, 900		
	127		412, 400		
	128		413, 000		
	129		413, 600		
	130		414, 200		
	131		414, 700		
	132		415, 200		
	133		415, 500		
	134		415, 800		
	135		416, 000		
	136		416, 300		
	137		416, 600		
	138		416, 900		
	139		417, 200		

	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 238,400	円 285,800	円 314,300	円 341,600	円 425,600

備考

- この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員並びに中等教育学校に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しない者及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しない者に適用する。
- この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 高等学校等教育職給料表（第四条関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	

定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	44	281,400	332,000	399,800	451,600
	45	282,000	333,600	401,300	452,800
	46	282,800	335,500	402,900	454,100
	47	283,600	337,200	404,500	455,300
	48	284,400	338,900	405,900	456,500
	49	285,100	340,600	407,100	457,600
	50	285,900	342,300	408,500	458,800
	51	286,600	344,000	409,900	460,000
	52	287,400	345,700	411,200	461,200
	53	288,200	347,400	412,400	462,400
	54	289,000	348,700	413,600	463,600
	55	289,700	350,000	414,900	464,800
	56	290,500	351,300	416,200	466,000
	57	291,200	352,800	417,500	467,100
	58	291,800	354,400	418,800	467,700
	59	292,600	355,900	420,200	468,200
	60	293,400	357,500	421,400	468,700
	61	294,100	358,900	422,600	469,200
	62	294,700	360,500	424,000	
	63	295,500	362,100	425,400	
	64	296,100	363,500	426,700	
	65	297,100	365,000	427,900	
	66	297,900	366,600	429,100	
	67	298,600	368,200	430,400	
	68	299,300	369,700	431,800	
	69	299,900	371,200	433,100	
	70	300,600	372,800	434,300	
	71	301,300	374,300	435,300	
	72	302,000	375,800	436,500	
	73	302,700	377,300	437,700	
	74	303,400	378,900	438,800	
	75	304,100	380,500	440,000	
	76	304,600	382,000	441,000	
	77	305,200	383,400	442,100	
	78	305,800	384,800	443,100	
	79	306,500	386,200	444,100	
	80	307,100	387,500	445,100	
	81	307,600	388,800	446,000	
	82	308,200	390,200	446,800	
	83	308,900	391,500	447,600	
	84	309,600	392,800	448,400	
	85	310,200	393,900	449,100	
	86	311,000	395,300	449,500	
	87	311,700	396,600	449,900	
	88	312,300	397,900	450,300	
	89	313,000	399,100	450,700	
	90	313,800	400,400	451,000	
	91	314,600	401,500	451,300	

92	315, 400	402, 700	451, 500
93	315, 900	403, 900	451, 800
94	316, 700	405, 000	452, 100
95	317, 500	406, 200	452, 400
96	318, 300	407, 400	452, 600
97	318, 900	408, 800	452, 800
98	319, 600	409, 800	453, 100
99	320, 400	410, 800	453, 400
100	321, 100	411, 800	453, 600
101	321, 900	412, 700	453, 800
102	322, 700	413, 700	454, 100
103	323, 600	414, 800	454, 400
104	324, 400	415, 900	454, 600
105	325, 000	416, 600	454, 800
106	325, 800	417, 500	
107	326, 600	418, 400	
108	327, 400	419, 300	
109	328, 100	420, 100	
110	328, 500	420, 900	
111	328, 800	421, 700	
112	329, 300	422, 500	
113	329, 800	423, 100	
114	330, 200	423, 800	
115	330, 600	424, 500	
116	331, 000	425, 200	
117	331, 500	425, 800	
118	332, 000	426, 300	
119	332, 400	426, 600	
120	332, 900	426, 900	
121	333, 400	427, 200	
122	333, 800	427, 500	
123	334, 200	427, 800	
124	334, 700	428, 000	
125	335, 200	428, 200	
126	335, 500	428, 500	
127	335, 800	428, 800	
128	336, 100	429, 000	
129	336, 300	429, 200	
130	336, 600	429, 500	
131	336, 900	429, 800	
132	337, 100	430, 000	
133	337, 300	430, 200	
134	337, 500	430, 500	
135	337, 700	430, 800	
136	338, 000	431, 000	
137	338, 300	431, 200	
138	338, 500	431, 500	
139	338, 800	431, 800	

	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 247,200	円 288,900	円 319,100	円 348,200	円 436,000

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 行政職給料表（第四条関係）

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200

定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
	86	266, 200	305, 800	355, 700			
	87	266, 500	306, 100	356, 100			
	88	266, 800	306, 400	356, 500			
	89	267, 100	306, 700	356, 700			
	90	267, 400	307, 000	357, 100			
	91	267, 700	307, 300	357, 500			

	92	268,000	307,600	357,900			
	93	268,300	307,800	358,100			
	94		308,000	358,400			
	95		308,300	358,800			
	96		308,700	359,100			
	97		308,900	359,400			
	98		309,200	359,800			
	99		309,500	360,200			
	100		309,900	360,600			
	101		310,100	361,100			
	102		310,400	361,500			
	103		310,700	361,900			
	104		311,000	362,300			
	105		311,200	362,800			
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900

備考 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する普通職員に適用する。

別表第四 医療職給料表（第四条関係）

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600

定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	
	86		303,000	341,100	362,300	
	87		303,200	341,400	362,600	
	88		303,400	341,700	362,900	
	89		303,800	342,000	363,300	
	90		304,000	342,200	363,600	
	91		304,200	342,600	363,800	

	92		304,400	342,900	364,100	
	93		304,800	343,100	364,400	
	94		305,000	343,400	364,800	
	95		305,200	343,700	365,200	
	96		305,500	343,900	365,600	
	97		305,800	344,100	366,100	
	98		306,000	344,400	366,500	
	99		306,200	344,700	366,900	
	100		306,500	344,900	367,300	
	101		306,800	345,100	367,800	
	102		307,000	345,300		
	103		307,200	345,700		
	104		307,500	345,900		
	105		307,800	346,100		
	106			346,400		
	107			346,800		
	108			347,200		
	109			347,400		
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800

備考 この表は、小学校、中学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部並びに学
校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用する。

《第二条 徳島県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。》

第十五条の二の四第二項中「八千円」を「八千六百円」に、「応じて」を「応じ、特例法第十三条第二項に規定する文部科学省令で定める基準の例による校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して人事委員会が委員会と協議して」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（給料表の備考の規定により給料表の額に加算する額に関する経過措置）

11 次の表の上欄に掲げる期間における別表第一の規定の適用については、同表の備考第二項中「31,700円」とあるのはそれぞれ次の表の中欄に掲げる字句とし、同備考第三項中「24,200円」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	11,500円	4,000円
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	15,600円	8,100円
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	19,600円	12,100円
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	23,600円	16,100円
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	27,700円	20,200円

12 次の表の上欄に掲げる期間における別表第二の規定の適用については、同表の備考第二項中「30,700円」とあるのはそれぞれ次の表の中欄に掲げる字句とし、同備考第三項中「23,000円」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	11,500円	3,800円
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	15,400円	7,700円
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	19,200円	11,500円
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	23,000円	15,300円
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	26,900円	19,200円

別表第一の備考第二項中「7,500円」を「31,700円」に改め、同備考に次の一項を加える。

- 3 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が4級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額又は基準給料月額、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二の備考第二項中「7,700円」を「30,700円」に改め、同備考に次の一項を加える。

- 3 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が4級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額又は基準給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

第三条 徳島県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「宿日直手当」を「在宅勤務等手当、宿日直手当」に改める。

第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第一項ただし書中「扶養親族(以下)」を「扶養親族(第三項において)」に改め、「(以下「行九級相当学校職員」という。)」を削り、同条第三項中「扶養親族(以下)」を「扶養親族(次項において)」に改め、「(以下「行八級相当学校職員」という。)」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条第二項第二号中「額」を「額(第十一条の第三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される学校職員及び)」に、「のうち、支給単位期間」を「(支給単位期間)」に、「にあつては」を「に限る。」にあつては「に」、「額」を「額(自動車等を使用する学校職員で自動車の駐車のための施設等(人事委員会規則で定めるものに限る。))を併せて利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める学校職員を除く。))又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、その額に五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの料金の相当する額として人事委員会規則で定める額(人事委員会規則で定める学校職員にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算定した額)を加算した額」に改める。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第十一条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた学校職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に改める。

第十五条の二の三第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に改める。

第十五条の六中「、第十条」を削る。

(徳島県学校職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県学校職員の特種勤務手当に関する条例(昭和三十一年徳島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の二第一項中「場合又は」を「場合、」に、「において、」を「又は新たに条例第四条第一項の給料表(以下この項において「給料表」という。))の適用を受ける学校職員となつたことに伴つて住居を移転した場合において、」に、「又はその移転した」を「、その移転した学校等又は新たに給料表の適用を受ける学校職員となつて勤務することとなつた」に、「又は学校等の移転」を「、学校等の移転又は給料表の適用」に改め、同条第二項中「国家公務員、地方公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き条例第四条第一項の給料表の適用を受ける学校職員となつてへき地学校等又は前項の規定により人事委員会規則で指定する学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した学校職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める学校職員に限る。)」を削り、「又は同項」を「又は前項」に改める。

第六条の前の見出しを削り、同条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第十五条第二項第二号中「七千五百円」を「八千円」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第五条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「である者」の下に「(指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第三項において同じ。))を除く。)」を加え、「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第三項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

第十一条の見出し中「業務量の適切な管理等」を「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等」に改め、同条中「基づき、当該教育委員会の定めるところ

ろにより」を「即して、給特法第八条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、当該計画に基づいて」に改める。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた義務教育諸学校等の教育職員に関する読替え)」を付し、附則に次の一項を加える。

(教職調整額に関する経過措置)

3 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定、第四条の規定(徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例第五条の二の改正規定を除く。)及び第五条の規定(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(以下「給特条例」という。)第十一条の見出し及び同条の改正規定を除く。)並びに附則第五項の規定は令和八年一月一日から、第三条の規定及び第五条の規定(給特条例第十一条の見出し及び同条の改正規定に限る。)並びに附則第七項の規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(徳島県学校職員給与条例(以下「給与条例」という。)第十四条の三第一項第一号及び別表第一から別表第四までの改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は令和七年四月一日から、第一条の規定(給与条例第十五条第二項及び第三項並びに第十五条の二の三第二項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

3 令和七年四月一日(以下「適用日」という。)前に職務の等級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の適用日におけ

る号俸については、当該学校職員が適用日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 令和八年一月一日前に教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて令和七年十二月三十一日まで同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する給特条例の規定による教職調整額並びに給与条例の規定による超過勤務手当及び休日給の支給については、第五条の規定による改正後の給特条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事委員会への委任）

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正）

7 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「、第十条」を削る。

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十九号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「通勤手当」を「通勤手当、在宅勤務等手当」に改める。

第九条中「地域手当」を「地域手当、在宅勤務等手当」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（パートタイム会計年度任用学校職員の在宅勤務等に係る報酬）

第十四条の二 住居その他これに準ずるものとして委員会が定める場所において、勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）（休暇により勤務しない時間その他委員会が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、委員会が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員には、常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例により当該在宅勤務等手当の額に相当する額を報酬として支給することができる。

第十七条中「勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に改める。

第二十二条第二項中「を加えた」を「及び第十四条の二の規定により支給する額を加えた」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和七年改正条例の規定の準用）

8 第三条第一項の規定による給料表については、徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第五十八号。以下この項及び次項において「令和七年改正条例」という。）附則第二項の規定（令和七年改正条例第一条の規定（給与条例第十四条の三第一項第一号及び別表第一から別表第四

までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例（次項において「新給与条例」という。）の規定に係る部分に限る。）を準用する。

9 第三条第一項の規定による新給与条例第四条第一項に規定する給料表を適用する場合には、令和七年改正条例附則第四項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第五号及び第九条の改正規定、第十四条の次に一条を加える改正規定並びに第十七条及び第二十二條第二項の改定規定は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第六十号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「国家公務員、地方公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第十三条の二第三項中「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める警察職員に限る。）」を削る。

第十七条の三第一項中「場合又は」を「場合、」に、「において」を「又は新たに給料表の適用を受ける警察職員となつたことに伴つて住居を移転した場合において」に、「又はその移転した」を「、その移転した公署又は新たに給料表の適用を受ける警察職員となつて在勤することとなつた」に、「又は公署の移転」を「、公署の移転又は給料表の適用」に改め、同条第二項中「国家公務員、地方公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける警察職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した警察職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める警察職員に限る。）」を削る。

第十八条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 公安職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	

定年前再 任用短時 間勤務警 察職員以 外の警察 職員	44	291, 800	299, 500	309, 200	350, 100	409, 600	427, 600	451, 000	473, 000
	45	292, 200	299, 900	309, 800	351, 200	410, 600	428, 100	451, 200	473, 400
	46	292, 700	300, 400	310, 600	352, 500	411, 700	428, 800	451, 500	
	47	293, 200	300, 900	311, 400	353, 700	412, 800	429, 500	451, 800	
	48	293, 700	301, 400	312, 100	354, 900	413, 900	430, 100	452, 000	
	49	294, 100	301, 900	312, 900	356, 100	415, 200	430, 800	452, 300	
	50	294, 600	302, 400	313, 900	357, 400	416, 000	431, 200	452, 600	
	51	295, 100	303, 000	314, 900	358, 700	416, 800	431, 800	452, 900	
	52	295, 600	303, 500	315, 900	360, 000	417, 400	432, 400	453, 200	
	53	296, 100	304, 100	316, 900	360, 900	417, 900	432, 800	453, 400	
	54	296, 700	304, 700	318, 000	362, 200	418, 600	433, 200	453, 700	
	55	297, 100	305, 400	319, 000	363, 400	419, 200	433, 700	453, 900	
	56	297, 500	306, 000	320, 000	364, 600	419, 900	434, 200	454, 200	
	57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400	
	58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700	
	59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000	
	60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200	
	61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400	
	62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700	
	63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	456, 000	
	64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	456, 300	
	65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	456, 500	
	66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	456, 800	
	67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	457, 100	
	68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	457, 400	
	69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	457, 600	
	70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800	457, 900	
	71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100	458, 200	
	72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300	458, 500	
	73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500	458, 700	
	74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800		
	75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100		
	76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300		
	77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500		
	78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600	430, 300	440, 800		
	79	308, 400	324, 500	345, 700	393, 700	430, 600	441, 100		
	80	309, 000	325, 500	347, 100	394, 900	430, 900	441, 300		
	81	309, 500	326, 400	348, 400	396, 000	431, 200	441, 500		
	82	310, 000	327, 400	350, 000	396, 600	431, 600	441, 800		
	83	310, 700	328, 300	351, 500	397, 100	432, 000	442, 100		
	84	311, 300	329, 300	353, 000	397, 600	432, 400	442, 300		
	85	311, 900	330, 200	354, 400	398, 200	432, 700	442, 500		
	86	312, 500	331, 200	355, 900	398, 800				
	87	313, 200	332, 200	357, 400	399, 400				
	88	313, 900	333, 200	358, 800	400, 000				
	89	314, 600	334, 100	360, 100	400, 300				
	90	315, 300	335, 400	361, 300	400, 800				
	91	316, 000	336, 600	362, 500	401, 300				

92	316, 700	337, 800	363, 800	401, 800					
93	317, 200	339, 000	365, 100	402, 200					
94	318, 100	340, 300	366, 600	402, 600					
95	319, 000	341, 500	368, 100	403, 100					
96	319, 800	342, 700	369, 500	403, 600					
97	320, 500	343, 900	370, 800	404, 000					
98	321, 400	345, 200	372, 000	404, 500					
99	322, 300	346, 400	373, 100	405, 000					
100	323, 200	347, 600	374, 300	405, 400					
101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700					
102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100					
103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500					
104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800					
105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100					
106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600					
107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100					
108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600					
109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900					
110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400					
111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900					
112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400					
113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700					
114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200					
115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700					
116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200					
117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600					
118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100					
119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500					
120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000					
121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400					
122	337, 800	367, 300	388, 100						
123	338, 300	367, 700	388, 600						
124	338, 800	368, 100	389, 000						
125	339, 100	368, 500	389, 500						
126			390, 000						
127			390, 500						
128			391, 000						
129			391, 300						
130			391, 800						
131			392, 300						
132			392, 800						
133			393, 100						
134			393, 600						
135			394, 000						
136			394, 400						
137			394, 700						
138			395, 100						
139			395, 600						

	140			396,100						
	141			396,400						
定年前再 任用短時 間勤務警 察職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第二 行政職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		

定年前再 任用短時 間勤務警 察職員以 外の警察 職員	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
	86	266, 200	305, 800	355, 700						
	87	266, 500	306, 100	356, 100						
	88	266, 800	306, 400	356, 500						
	89	267, 100	306, 700	356, 700						
	90	267, 400	307, 000	357, 100						
	91	267, 700	307, 300	357, 500						

	92	268,000	307,600	357,900						
	93	268,300	307,800	358,100						
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再 任用短時 間勤務警 察職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400

備考 この表は、別表第三研究職給料表の適用を受ける一般職員以外の一般職員に適用する。

別表第三 研究職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	

定年前再 任用短時 間勤務警 察職員以 外の警察 職員	44	266,700	323,500	390,000	448,700
	45	268,200	323,900	390,700	449,500
	46	269,500	324,400	391,700	450,300
	47	270,700	324,900	392,500	451,200
	48	271,900	325,300	393,200	452,100
	49	273,100	325,700	393,900	452,900
	50	274,200	326,100	394,600	453,700
	51	275,300	326,400	395,200	454,300
	52	276,400	326,900	395,800	455,100
	53	277,400	327,300	396,400	455,500
	54	278,500	327,700	397,100	456,100
	55	279,500	328,100	397,900	456,600
	56	280,500	328,400	398,700	457,100
	57	281,500	328,800	399,300	457,600
	58	282,200	329,100	400,100	
	59	282,700	329,500	400,800	
	60	283,300	329,800	401,500	
	61	283,900	330,200	402,100	
	62	284,500	330,700	402,800	
	63	285,100	331,300	403,400	
	64	285,600	331,800	404,100	
	65	286,200	332,200	404,800	
	66	286,700	332,800	405,400	
	67	287,300	333,300	406,000	
	68	287,800	333,900	406,700	
	69	288,400	334,400	407,400	
	70	289,100	334,900	407,900	
	71	289,700	335,400	408,500	
	72	290,300	336,000	409,100	
	73	290,900	336,500	409,600	
	74	291,500	337,200	410,200	
	75	292,100	337,900	410,800	
	76	292,800	338,600	411,300	
	77	293,400	339,200	411,800	
	78	294,100	339,800	412,300	
	79	294,800	340,500	412,800	
	80	295,300	341,200	413,500	
	81	295,900	341,900	413,900	
	82	296,500	342,600		
	83	297,200	343,200		
	84	297,800	343,800		
	85	298,300	344,300		
	86	298,900	344,800		
	87	299,600	345,200		
	88	300,200	345,600		
	89	300,700	345,900		
	90	301,300	346,400		
	91	302,000	346,700		

	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前再 任用短時 間勤務警 察職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 230,200	円 273,400	円 299,200	円 343,000	円 403,400

備考 この表は、犯罪鑑識及び研究業務に従事する一般職員で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第一項ただし書中「扶養親族(以下)」を「扶養親族(第三項において)に改め、(以下「行九級警察職員等」という。)」を削り、同条第三項中「扶養親族(以下)」を「扶養親族(次項において)」に改め、(以下「行八級警察職員等」という。)」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第二項第二号中「額」を「額(第十三条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される警察職員及び)」に、「のうち、支給単位期間」を「(支給単位期間)」に、「にあつては」を「に限る。」にあつては」に、「額」を「額」(自動車等を使用する警察職員で自動車の駐車のための施設等(人事委員会規則で定めるものに限る。))を併せて利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める警察職員を除く。))又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、その額に五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額(人事委員会規則で定める警察職員にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算定した額)を加算した額」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第十三条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた警察職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十八条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十八条の六中「及び第十条から第十二条まで」を「、第十条及び第十一条」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十一・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十二条まで」を「第十一条まで」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第五項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（徳島県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第三までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和七年四月一日から、第一条の規定（給与条例第十八条第二項及び第三項並びに第十八条の四第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定は同年十月一日から適用する。

（給与の内払）

3 第一条の規定による改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「並びに第十条から第十二条まで」を「、第十条並びに第十一条」に改める。

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第六十一号

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「通勤手当」を「通勤手当、在宅勤務等手当」に改める。

第八条中「地域手当」を「地域手当、在宅勤務等手当」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（パートタイム会計年度任用警察職員の在宅勤務等に係る報酬）

第十三条の二 住居その他これに準ずるものとして任命権者が定める場所において、勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）（休暇により勤務しない時間その他任命権者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、任命権者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用警察職員には、常勤職員に対する在宅勤務等手当の支給の例により当該在宅勤務等手当の額に相当する額を報酬として支給することができる。

第十五条中「勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に改める。

第二十条第二項中「額を」を「額及び第十三条の二の規定により支給する額を」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和七年改正条例の規定の準用）

8 第三条第一項の規定による給料表については、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第六十号。以下この項及び次項において「令和七年改正条例」という。）附則第二項の規定（令和七年改正条例第一条の規定（給

与条例別表第一から別表第三までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例（次項において「新給与条例」という。）の規定に係る部分に限る。）を準用する。

9 第三条第一項の規定による新給与条例第四条第一項第二号に掲げる行政職給料表を適用する場合には、令和七年改正条例附則第三項の規定（令和七年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与に係る部分に限る。）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第六号及び第八条の改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定並びに第十五条及び第二十条第二項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県規則第六十九号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 技能労務職給料表（第2条関係）

職員の 区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600

	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
	59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
	60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	373,700
	63	250,400	268,400	297,500	323,500	373,900
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	374,100

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	65	250,800	268,900	298,500	324,700	374,300
	66	251,100	269,200	299,000	325,100	374,500
	67	251,400	269,500	299,500	325,500	374,700
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	374,900
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	375,100
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	375,300
	71	252,400	270,500	301,200	327,300	375,500
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	375,700
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	375,900
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	376,100
	75	253,400	271,500	302,700	328,400	376,300
	76	253,600	271,700	303,100	328,700	376,500
	77	253,800	271,900	303,500	329,000	376,700
	78	254,100	272,200	303,900	329,300	
	79	254,400	272,500	304,300	329,600	
	80	254,600	272,700	304,700	329,800	
	81	254,800	272,900	305,000	330,000	
	82	255,100	273,200	305,500	330,300	
	83	255,300	273,500	305,900	330,600	
	84	255,600	273,700	306,400	330,800	
	85	255,800	273,900	306,700	331,000	
	86	256,000	274,100	307,200	331,200	
	87	256,300	274,400	307,700	331,500	
	88	256,600	274,700	308,000	331,800	
	89	256,800	274,900	308,400	332,000	
	90	257,100	275,100	308,900	332,300	
	91	257,400	275,400	309,400	332,600	
	92	257,600	275,600	309,900	332,800	
	93	257,800	275,900	310,200	333,000	
	94	258,100	276,200	310,600	333,300	
	95	258,400	276,500	311,000	333,600	
	96	258,600	276,700	311,500	333,800	
	97	258,800	276,900	311,900	334,000	
	98	259,100	277,200	312,300		
	99	259,400	277,400	312,600		

100	259,600	277,700	312,900
101	259,800	277,900	313,200
102	260,100	278,100	313,600
103	260,400	278,400	313,900
104	260,600	278,700	314,300
105	260,800	278,900	314,600
106		279,100	315,000
107		279,400	315,400
108		279,600	315,600
109		279,900	315,800
110		280,200	316,100
111		280,500	316,400
112		280,700	316,600
113		280,900	316,800
114		281,200	317,100
115		281,400	317,400
116		281,600	317,600
117		281,900	317,800
118		282,200	318,100
119		282,500	318,400
120		282,700	318,600
121		282,900	318,800
122		283,100	319,100
123		283,400	319,400
124		283,700	319,600
125		283,900	319,800
126		284,100	320,100
127		284,400	320,400
128		284,700	320,600
129		284,900	320,800
130		285,100	
131		285,400	
132		285,700	
133		285,900	

	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 206,200	円 217,300	円 235,900	円 257,800	円 290,200

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

徳島県訓令第10号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局

職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程の一部を改正する訓令

職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程（昭和二十七年徳島県訓令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「五千三百円」を「五千六百円」に改め、同条第二号中「四千四百円」を「四千七百円」に改める。

第五条第一項中「七千四百円」を「七千七百円」に、「六千百円」を「六千四百円」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和七年十二月二十五日から施行する。

2 改正後の職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程の規定に基づいて支給された超過勤務手当は、改正後の規程の規定による超過勤務手当の内払とみなす。